# 第三者委員会から 大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件

触に関する禁止行為や、そ事業者や利害関係者との接を明白に宣言するとともに、

定的な証拠までは必要とし事実の例を簡単に示し、確好ましくないので、客観的

ので、

確的

(2)

倫理の基本的事項に関する

の監督体制を含めた公務員

望ましい

ない旨を明らかにした方が

再発防止策の3点目

・「ハラ

# 報告書が提出されまり

▽問い合わせ先=総務課行政文書係(☎内線234・235)

出されましたので、 から現金を受け取り、 あった職員(以下「元技監」)が、委託業務に関して受託業者 し、このたび、第三者委員会から市長に対して報告書が提 年1月、 当時の市都市整備部簡易水道事業所技監で 提言の内容についてお知らせします。 収賄罪で有罪判決を受けた事件に関



の考えから、

昨年4月に設置

る調査審議が不可欠であると

の検討には、 発生原因

外部の視点によ 再発防止策

の究明、 とおり)

は下表の

事件

第三者委員会(委員の構成

弁護士

2内部通報制度の創設

元警察官

## もました。その後、9カ月にわたってさまざまな協議が行われ、12月24日、市長に対した。その後、9カ月に き、新たに以下に掲げる再発防止策の評価と改善要望に続すでに市で実施している再発すでは市で実施している再発

## 第三者委員会の構成(敬称略)

## 氏名 (役職) 幸治(委員長) 菊池 優太 (委員長職務代理者)

熊澤 久美(委員)

公哉(委員)

主的な議論を経ることに大可視化することを含め、民

きな意義があることから、

制定の経過や結果を市民に

すること。

当と考えられるので、

検討

る

を制定することが考えられ 内容を定めた職員倫理条例

報制度に組み込むことが適スメント対策」は、内部通

佐藤

に禁止行為などについて分・条例制定後は、関係事業者例化することが望ましい。

## 岩手県立大学教授

提言された

## 所属など

公認会計士、税理士

かりやすく周知することが

望まし

である。

▷パワーハラスメント=社会的な地位の強い者(上司など)による、自らの権力や立場を利用した嫌がらせ。

通常業務の監督指導の範囲

で問題を解消するのが最善

併せて促進すること。

、より軽い段階、進すること。制度

によらず、

ングや上司への相談なども通常業務におけるミーティ

するとともに、

制度以外

0

制度を職員などに十分周知

## 大きな非違行為につななったことで、贈収賄とい股務規律違反行為と、それ服務規律違反行為と、それの表別 ■職員倫理条例の制定 がった。

案に関

し

市で作成した内部通報制度

評価できるが、

ハラスメン

部通報窓口を設置する案は 実効性を確保するために外

を示すことにより、 市全体として取り

組む姿勢 事案に

増えることも予想されるのト対応を含めて通報件数が

## 再発防止に一定程度役立つから倫理観が保持されれば、 そのため、 と考えられる。

信頼回復への決意を含め

防止策が提言されました。

- を誘発する可能性があって 的事実(証拠)が必要とされ 市の案では、 ているが、資料の持ち出 通報には客観

# 3ハラスメント対策の強化

といった提言がありました。

ある。

置することを目指すべきで周辺自治体と共同機関を設

▷ハラスメント=人を困らせること、嫌がらせ。

将来的な課題として、

くこと。

幹部を統括責任者として置う利点が得られるので、市的な対応を容易にするといいに、

・元技監にはパワ たようだが、市では十分なントが疑われる言動があっ ・ハラスメ ■用語解説■

# 市議会から提出された 提言書の

対応がなされなかっ

9

たよら

るべきである。 一定の情報を記録・保存す える場合に活用できるよう、

市では、

パワ

ハラスメ

戒処分の指針」に規定がなトの定義があいまいで、「懲

## 争的な手法による委託へ戻許容するが、将来的には競緊急対応に応じられるのが で、単価契約を結ぶ業務改市管工事業協同組合との間管理の委託業務を、大船渡 す可能性があり得ることを争的な手法による委託へ戻 善策が講じられた。現在、

「懲戒処分の指針」への

ハラ

ガイドラインの作成、

ハラ

スメント関連規定の整備

立していない。

く

ハラスメント対策も確

可能性があるので、

記録・

するという問題が発生する 不確定な情報を集積・

利用

市では、 先に市議会から提

とともに透明性を確保する制や財務内容の強化を図る所の統合を視野に、業務体

2両事業所の統合に至るまで を兼務としないこと の間は、簡易水道事業所長

化し、効率化と透明性を確3事務職と技術職の連携を強

7不正な事案が発生した場合 構築すること の指名停止期間の期限を延

長すること

体制の強化策を図ること 体制を構築するなど、 対しては、複数で指導する 管理

4 簡易水道事業における維持

保すること

とし、競争入札の検討を深随意契約から年間委託契約管理業務については、少額 ■簡易水道事業所と水道事業 9 水道事業の場合には漏水な は、同一の単価表を用い、所で使用する資材について 容について公表すること ともに事業実施後の受注内 から、見積書を工夫すると に行うことができないこと 見積もり合わせを事前

効率性を高めること

このような事件

市では、

書では、以下に掲げる再発防市長に対して提出された提言 止策が提言されました。

6見積書などに押印する会社 のについて、不正が発生し

8上司の監督に従わない者に

(3) 広報大船渡お知らせ版 令和2年1月20日号(No. 1167)

写 ル

## 要な書類の明確化とルー 真の添付など事務処理に必 適正価格を十分協議し、

なるほか、 すること。本事件のような記録・公表する制度も検討 対抗策としての機能も期待 贈収賄や入札談合の防止に 業者から市への働きかけを 行政対象暴力

ある。

がは実施することが適当で
的に実施することが適当で
というスメント相談窓口の設

どが必要と考えられる。

スメント相談窓口の設置な

で併せて検討すること。 情報管理体制を検討する中 内部通報制度導入に向け、 改めて検討する必要がある。 利用する情報の範囲などは、

## 今後の市の対応

点検、提言事項の実施に向けた人がら市独自で取り組んできたから市独自で取り組んできたの時発防止策や業務改善策の再 た詳細の検討を進めています。 出された提言書(下記参照)と、 このたび第三者委員会から提 再発防止策や業務改善策を

5 少額随意契約の ■ 記などの事務処理は複数人 を見積もり合わせ、支出負 実施伺いや施工伺い、入札 実施伺いや施工伺い、入札 ついて公表すること少額随意契約の受注状況に で確認する体制を構築し、 めること

づくりを行うこと

※市議会から提出された提言書と、第三者委員会から 提出された報告書は、市ホームページで全文を公開 しています。

できる。

4情報の記録・保存など

ことはできたが、問題行為行為は、ヒアリングで聞く

元技監の長期にわたる問題

5 定期的検証

・すでに対応結果を公表してな信頼回復につながらない。 確認、 実に実施すること。 定期的にまとめて検証し、 行っていくべきである。効止策自体の見直しなどを 再発防止策は、 改善に向けた取り組みを確 いる再発防止策もあるが、 課題の検討、 実施状況 不要と 再発防

に対する相談や監督指導の ため、事実認定をすること ため、事実認定をすること が困難であった。 元技監を監督すべき職員が 見職などで変わった場合、

際の対処や再発防止策を考た、不適正事案が発生した

ると負担になるので、なった再発防止策は、

廃 症 け

されなかった。

承されず、

組織的に共有

問題行為に対する認識が継

# 1 簡易水道事業所と水道事業 起案の段階でその必要性やまた、事業実施については、

します。 改めて市民の皆様にお知らせ再検討した内容については、

## ▷問い合わせ=市役所☎0192②3111